

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三号

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一小段幅の項中「垂直高」を「垂直距離」に改め、同表付表中「垂直高」を「垂直距離」に改める。

別表第三擁壁の部鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造の項第二号ニ中「〇・一六」を「〇・一七」に改め、同号へ(1)中「場所打ちコンクリートでない場合」を「プレキャストコンクリート擁壁の場合」に改める。

別表第五土砂埋立行為（二時たい積行為を除く。）の項第四号中「下から」の下に「仕上げ厚さ」を加え、同項第六号中「盛土をする前の地盤の適当な箇所に」を「谷筋又は傾斜している方向に約五〇メートルの間隔で」に、「コンクリート堰堤えん、枠など」を「コンクリート堰堤等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に土砂埋立行為の許可を受けている者又は許可若しくは変更の許可の申請をしている者が行う土砂埋立行為の構造上の基準については、この規則による改正後の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。